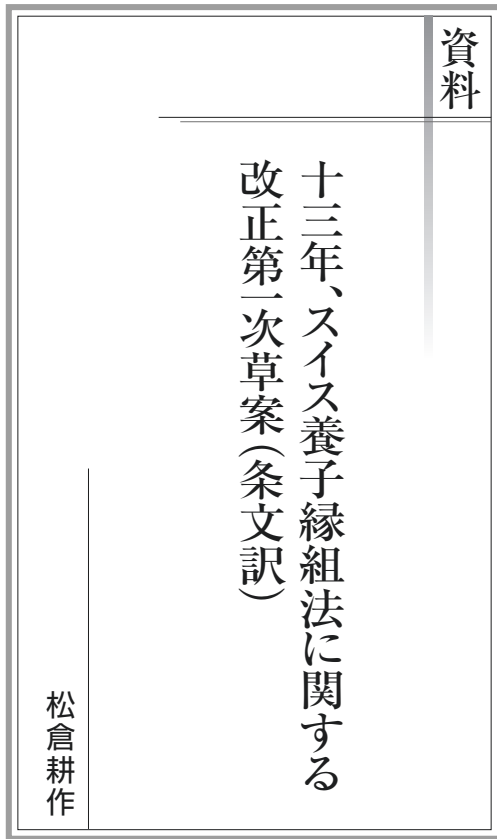




目次

- 1 はしがき
- 2 改正草案の条文訳
- 3 現行法の条文

1 はしがき

1) 対象

まず、本稿の対象について説明しておこう。2013年11月29日付けで改正第一次草案（通称、予備草案）が公表された。本稿は、その条文訳を目的とする。翻って現行・養子法が全面改正されたのは、1976年であるから、それからすでに40年近く経過している。

原典は、Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Adoptionn) 8S, である。2013年11月29日公表された。原典である草案自体には公表年月日が記されていないが、同日発表された連邦政府のプ

レスレビューでは、そのように記されている。政令や省令を除けば、第一次草案や、これから示される政府草案については、簡単な「解説」が添えられる。本稿の対象とする養子縁組（法）のそれは、ドイツ語タイトルで、Erläuternder Bericht zur Aenderung des Zivilgesetzbuches (Adoptionsrecht). 60S. と称する。この資料でも、公表された年月日が原典資料には明記されていないが、草案の公表と同日の2013年11月29日であると思われる。

改正条文案のほかに、改正の趣旨などを説明した前記「解説」（ドイツ語版では60頁）が存在する（フランス語版では、Rapport explicatif relatif à la modification du code civil (Droit de l'adoption) という）。それを踏まえ、草案の内容について解説を加える研究は、政府草案が公表された段階で行う予定である。

今回の養子法の改正は、現行法の部分改正である。部分改正とはいえ、A4版で6頁に及んでいる（他に、登録パートナー婚法など特別法の改正がある）。

ところで、前回76年の全面改正後、大きな法典では、登録パートナー婚法と身分登録令が制定・改正されている。縁組法にも影響するので、その旨を明記しておこう。係わる文献については、「はしがき」後述6）を参照されたい。

ちなみに、施行に係わる規則はスイス固有の問題と言えなくもないが、施行規定について結論のみ補足しておこう。

①すでに始まっている養子縁組についての手続の扱い 改正後も現行法・旧法が適用される（施行規則12条b）。

②実父母についての情報、検索機関、実父母と養子となった子との面会交流についての合意、などについては、施行前に縁組許可が宣告された縁組についても、手続が継続している縁組についても、新法の規則にしたがう（同12条c）。

2) 草案の今後の進行

草案公表後の手続の進行について補足しておこう。草案について意見徴集手続が採られる。

市町村、官庁などからの意見を聴取し、これをまとめた資料である。我々からすれば、さほど価値があるものではないと感じる。しかし、後学のために、そのような資料の存在についてのみ明記しておこう。

ちなみに、本法は、いわゆる任意的レファランダムに服し、施行日は連邦政府が決定する、旨も明記されている。

3) 特別法の改正

本稿では、民法と登録パートナー婚のみ訳出している。その他に、とくに民事訴訟規則（かつてはカントン法・州法であったが、統一・民事訴訟法が制定されたのに伴い、今日では連邦法である）の改正も予定されている。とくに登録パートナー婚については、後述の補足を参照されたい。

4) 家族法の全面改正

スイス民法、わけても家族法の改正経過について補足しておこう。

①統一連邦法の制定 連邦レベルでの統一法が制定される前は、各カントン（＝州）においてカントン法が存在した。「統一スイス民法」の制定は1907年である（1908年公布、1912年施行）¹⁾。

②その後の改正 小さい部分改正を除けば、60年代以降、養子縁組法を皮切りに、親子法、婚姻法、離婚法、後見法と、およそ40年近くにわたり、上記の各領域につき全面改正が実現された。筆者は、家族法に係わる、これらすべての領域にわたって、その概要を紹介している²⁾。

今回の養子法に係わる改正案は、76年改正に次ぐ、いわば第二次改正の先陣にあたる。もっとも前回も、各領域での全面改正であったが、今回の改正は部分改正である。

今後の執筆予定について言えば、筆者による、現行法についての比較的詳細な紹介論考もあるので、今回は、さしあたり条文訳にとどめている。後日、使用に耐える草稿を執筆する予定である。

5) 先行研究

①本稿で扱う草案についての先行研究 まったく存在しない。本稿が、わが国での最初の紹介論考である。

②現行法について 親子法の概要を紹介する拙著が存在する³⁾。その中で、養子縁組にもページを割いている。

6) 養子縁組法に関連する特別法

養子に係る特別法として、下記の2法が存在する。本体の養子縁組法と相まって、養子法の全貌を理解できると言えるであろう。

①拙稿「子の養育開始についてのスイス連邦令（1）（2・完）」 本誌16号、17号に掲載。2010年。内容は、縁組を目的とした養子に予定する子の養育を開始するさいの規制を目的とした連邦令である。もっとも、上記の草稿は、改正第一次草案を対象としている。

②拙稿「養子縁組に関するスイスの特別法—2009年6月5日公表の改正案—」 本誌16号掲載、2010年。内容は、かつての養子縁組仲介令に相当する。かつてのそれについても、筆者による紹介原稿がある。上記の論考に記しているので参照されたい。なお、上記の論考は、第一次草案を対象としている。近く、制定された連邦令を紹介する予定である。

7) スイス家族法の改正素描

家族法は段階的に全面改正を受けてきた。数値は、制定年を意味する（以下同様）。主要な文献を注記するにとどめる（小改正に係わるものを除く）²⁾。

8) 縁組法に係わる特別法の紹介

①拙稿「新・スイス身分登録令の概要」 本誌23号2012年。わが戸籍法に近い規則である。条文訳および、それ以前の旧法などについても、同稿を参照されたい。

②拙稿「スイスにおける同性婚の公認」——2007年1月1日施行法の概要について（上）（中）（下）」 戸籍時報607号、608号、610号、2006年—2007年。

渡邊泰彦「スイスにおける同性登録パートナーシップ法立法の状況」東北学院大学法学政治学研究所紀要13号，2005年，同「スイス連邦登

録パートナーシップ法草案」徳島文理大学研究紀要62号，2001年。

注)

1) 統一民法が制定される過程については，下記の文献が詳細である。

①拙稿「オイゲン・フーバー（1849年－1923年）——スイス民法典立法者の横顔」名城法学24巻2＝3合併号，1975年。

②拙稿「スイス民法典の統一とその特色」名城法学23巻2号，1974年。

2) 家族法のすべての領域について，筆者による下記の論考が存在する。

①養子法 1976年 拙著『概説スイスの親子法』1995年，信山社，299頁，所収。養子法に直接係わる法令の紹介論考については，本文6) に示している。

②その他の親子法。

拙著『スイス親子法——嫡出推定規定の展開』千倉書房，1980年，204頁。

拙著『概説スイスの親子法』1995年，信山社，299頁。

拙稿「スイス法における親子関係の効力(1)－(4)」南山法学23完3号，同4号，（南山大学）アカデミア人文・社会科学編，2000年－2001年。

③婚姻法 拙稿「スイス婚姻法の概要（1）（2）」本誌5号，6号，2007年。

拙稿「スイス家族法と夫婦の財産的地位（1）（2）」本誌7号，8号，2007年－2008年。

④離婚法 拙稿「スイス離婚法と離婚原因」本誌12号，2009年。全面改正の後の一部改正を補足した論考として，拙稿「新しいスイス離婚原因法と別居規定の部分改正」本誌4号，2006年。

拙稿「スイス法と離婚の効果」本誌11号，2009年。

⑤後見法 拙稿「新しいスイスの後見法，親子法——2013年1月1日施行法の邦訳」本誌25号，2012年。

3) 拙著『概説スイスの親子法』前掲。

2 改正草案の条文訳

条文について、原文に近い記述をしている。条文の見出しは、条文の前に置かれる。見出しにローマ数字などが付いているが、これは統一民法制定（1907年制定，1912年施行）の当初からの方式であり，前述した部分的全面改正のおりにも，このやり方が採られている。今回も同様である。

見出しを抽出すれば，条文の構造が分かる仕組みとなっている。スイス学者は，これにより「展望性が開ける」と評価している。

I 見出し，なし（注記；原典には，見出しが明記されていない。現行法と同じかと推察される）

第264条

1 縁組の意思を有する者が未成年の子を，少なくとも1年以上養育してきたことを証明し，かつあらゆる事情からみて，親子関係の創設が，子の福祉に役立ち，縁組によって養親となる者の他の子にとり不当に不利益とならないことが期待できるときは，未成年の子を養子とすることができる。

2 縁組は，とくに，縁組意思を有する者が，その年齢，人的関係からみて，子が成年に達するまで，子を養育することができるときにのみ許される。

3 養子縁組の要件は，縁組の申請のときに満たされていなければならない。ただし，重大な理由が存在し，〔かつ〕縁組によって子の福祉が害されないときは，このかぎりではない。

II 共同縁組

第264条 a

1 夫婦と少なくとも3年以上婚姻関係にあり，かつ双方とも28歳以上であるときは，夫婦は，共同して子を養子とすることができる。

2 重大な理由がある場合において，縁組によって子の福祉が危険になることがないときは，〔前項の〕最低年齢を下回ることができる。

III 単独縁組

第264条 b

1 28歳に達した者のみが，養子をとること

ができる。

2 縁組により子の福祉が害されることがなく，重大な理由があるときは，〔前項の〕最低年齢を下回ることができる。

3 〔単独〕縁組の〔成立〕前に，縁組意思を有する者の配偶者，パートナー婚当事者の相手方，事実婚当事者の相手方の意見を，相応に尊重しなければならない。

IV 継子縁組

第264条 c

継親は，その配偶者，またはパートナー婚当事者との関係が少なくとも3年間つづいているときは，他方の子を養子とすることができる。

V 子の年齢と同意

第265条

1 子と養親との年齢差は，16歳より少なくてはならず，45歳を超えることはできない。縁組により子の福祉が害されることがなく，重大な理由があるときは，〔前項の〕最低年齢を下回ることができる。

2 子の年齢またはその他の重大な理由が存在しないかぎり，管轄官庁または依頼を受けた第三者が，適切な方法で，直接子の意見を聴取する。子が判断能力を有しているときは，縁組〔を許可する〕には，子の同意が必要である。

3 管轄官庁は，必要な場合には，子の代理〔人の選任〕を命じ，かつ監護および法律面での問題につき経験の有する補佐人を定める。

4 子が後見に付されているときは，子が判断能力を有するときでも，縁組は，子ども保護官庁の同意のみで，これを行うことができる。

第265条 a

1 〔改正なし〕

2 〔改正なし〕

3 縁組意思を有する者が明示されていない，または特定していないときでも，〔縁組〕は有効である。

第265条 d

1 子が将来の縁組の目的で養育が開始され，かつ〔実父母の〕一方の同意があるときは，子の住所地を管轄する子ども保護官庁は，〔縁組〕仲介機関，または縁組意思を有する者の申

立てに基づいて、かつ通常は、試験養育の開始される前に、前述の父母の同意を免除するか否か決定する。

2 〔改正なし〕

第266条

1 下記の場合には、成年に達した者の縁組が許される：

1. 成年に達した子が、身体的または精神的な障害のため、継続的な助力を必要とし、かつ縁組意思を有する者が、少なくとも3年間、子を養育してきたことを証明した場合、
2. 縁組意思を有する者が、少なくとも3年間、子が未成年の間、子を養育してきたことを証明した場合、
3. その他、重大な理由が存在し、かつ子が、少なくとも3年間、縁組意思を有する者と、その家族共同体で生活してきた場合。

2 婚姻している者は、その配偶者の同意を得たときにかぎり、また登録パートナー婚で生活する者は、そのパートナーの同意を得たときにかぎり、養子となることができる。

2 bis 養子となる者の実父母は、縁組の前に、縁組意思を有する者の直系卑属に、意見を聴取しなければならない。

C 効力 I 通則

第267条

1 養子は、養親のとしての地位を取得する。
2 従前の〔実父母との〕親子関係は消滅する、ただし下記の父母との親子関係は消滅しない：

1. 養親なる者と婚姻した父母〔との親子関係〕；
2. 登録パートナー婚にある者と生活する父母〔との親子関係〕。

3 夫婦共同縁組の場合、および単独縁組の場合、尊重するに値する理由があるときは、未成年の子には、新たな名前を命名することができる。子の年齢またはその他重大な理由がない限り、名の変更の前に、管轄官庁または依頼を受けた第三者を通じて、子の意向が直接聴取

される。子が判断能力を有しているときは、名の変更にさいして、子の同意を得ることを要する。

第267条 a

1 未成年の子は、従前からのカントンの市民権および市町村の市民権に代えて、子が名を命名された養親のそれを取得する。

2 〔改正なし〕

第268条

1 縁組は、養親の一方または双方が住所地のカントンの管轄官庁によって宣告される。

2 〔改正なし〕

第268条 a

1 〔改正なし〕

2 とくに、縁組意思を有する者および子の人格〔権〕および健康、これらの〔者の〕相互の関係、個性、経済状態、縁組の動機、および縁組意思を有する者の家族関係、養育関係の展望が、明らかにされなければならない。

3 縁組意思を有する者に直系卑属がいるときは、縁組についてのそれらの意見が尊重されなければならない。

Dの2 縁組の秘匿

第268条 b

1 養子となる未成年の子について、またはその養親についての確認された情報は、実親または第三者、養親が開示に同意したときのみ開示される。開示の前に、子の年齢またはその他の重大な理由がない限り、管轄官庁または依頼を受けた第三者を通じて、適切な方法で、直接子にその意向が聴取される。

2 成年の子についての確認された情報は、子が開示することに明示的に同意したときは、実父母に開示される。

3 子の年齢または同意に係わらず、開示によって子の利益が害されないときは、実父母は、子の生活状況についての、確認された情報の開示を求める請求権を有する。

Dの3 実親についての情報

第268条 c

1 未成年の子は、その実親について確認された情報の開示を請求することができる。子が

保護に値する利益を証明したときにかぎり、子は、確認されていない情報を得ることができる。

2 成年の子は、実父母についての個人的な事柄について、いつでも情報を得ることができる。

3 〔削除〕

Dの5 カントンの情報機関

第268条 d

1 実父母または子についての情報は、将来の養子縁組の目的で養育子の養育が開始されていたときは、縁組の時点で管轄権を有するカントンの官庁に通知される。

2 〔前項の〕管轄官庁が情報を付与する前に、管轄官庁は、〔開示を〕求めてきた者に、生じている情報要求について知らせ、かつ必要があるときは、求めてきた者への情報の追加開示についての同意を求める。

3 実親が面会交流を拒否したときは、子は、それについての情報を得、かつ人格権に基づいて、実親に忠告させることを求めることができる。

4 カントンは、養親または実親に、その求めに応じて助言を行う適切な機関を設置する。

Dの6 行方不明者搜索機関

第268条 e

1 〔情報を〕求める者とのコンタクトが進行できない場合、カントンの情報機関は、申請した者がそれを求めるときは、〔情報の〕搜索に特化した任務を依頼する。

2 依頼を受けた搜索機関は、依頼の範囲内で、守秘義務を負う。

3 養子縁組をした子の縁組を求めた実父母の一方の縁組についての同意がなかった、または官庁の圧力で同意されたという根拠ある疑いがあるときは、カントンは、〔情報〕搜索の費用を負担する。

4 連邦評議会は、執行の細則を制定し、かつ〔前項の〕費用の負担について規則を制定する。

Dの7 実父母との人的交流

第268条 f

養親および実父母は、実父母が未成年の養子と、適切な面会交流を求める請求権を有する旨の合意をすることができる。子が判断能力を有するときは、その同意が必要である。この合意は、一方的に変更または破棄することができない。合意ができないときは、子ども保護官庁が判断する。

Ⅲ 登録パートナー婚の父母の子

第270条 a – 2

1 登録パートナー関係にある各パートナーは、その氏を異にするときは、継子縁組の枠内で、これらの者の独身時の氏を子が取得する旨を、これらの者が決定する〔ことができる〕。

2 これらの者が共通の氏を称しているときは、子は、それを取得する。

Ⅳ 子の同意〔訳者注記：見出しのみ改正〕

第270条 b

〔条文は変わらず〕

2 登録パートナー婚法の改正

下記の改正条項に対応する条文訳については、後述する現行規定を参照されたい。また、下記の条項の中に引用される民法上の、婚姻法、離婚法、親子法の規定については、本稿の「はじめに」示した筆者の論考を参照されたい。

第13条 1 項 – 2

1 〔改正なし〕

1 – 2 その他に、家族の扶養についての民法163条から165条までの規定を準用する。

第17条 3 項 – 2

1 〔改正なし〕

2 〔改正なし〕

3 〔改正なし〕

3 – 2 未成年の子の母または父と婚姻してその子を養子としてた者は、または登録パートナー関係にある者は、民法270条から327条 c の規定にしたがって、裁判所が必要な措置をとる。

第25条 a 1 項後段

1 ………とくにこれらの者は、民法196条から219条までの規定にしたがって、財産の分

割を合意することができる。

継子縁組

第27条 a

未成年の子の母または父と婚姻してその子を養子としてきた者は、または登録パートナー関係にある者は、民法270条から327条 c の規定を準用する。

縁組および生殖補助医療

第28条

登録パートナー婚関係にある者は、共同の縁組も生殖補助医療の手続も、許されない。

第34条 4 項

- 1 〔改正なし〕
- 2 〔改正なし〕
- 3 〔改正なし〕
- 4 その他、民法125条2項・3項および126条から134条までの規定を準用する。

3 現行法の条文

1 民法の条文

下記において、「フ民」はフランス民法、「ド民」はドイツ民法、「オ民」はオーストリア民法を意味する。なお、フランス法などの参照条文数は親子法制定の1976年当時の対応する条文数である。

第4款 養子縁組

第264条（A. 未成年養子縁組 I. 一般的要件）

〔未成年の〕子を養子とするには、養親となる者は、少なくとも2年間〔養子となる〕子を監護教育したことを証明しなければならず、さらにあらゆる事情から判断して〔268条 a〕親子関係を創設することが、その子の福祉に役立ち、養親のその他の子を不当に冷遇しないことが期待できなければならない。

〔参考：フ民345・361，ド民1741・1745，オ民180 a〕

第264条 a（II. 夫婦共同縁組）

①配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、養子をとることができない、相互に婚姻関係のない者は、共同して縁組をすることができない。

②〔養親となる〕夫婦は、婚姻年数が5年経過しているか、または満35歳以上でなければならない。

らない。

③夫婦の一方が他の一方の子を養子とするには、2年以上の婚姻年数を経過しているか、または養親が満35歳以上でなければならない。

〔参考：フ民343以下・361，ド民1741以下，オ民179〕

第264条 b（III. 単独縁組）

①配偶者のない者が養子をとるには、満35歳以上でなければならない。

②満35歳に達した配偶者ある者は、〔第264条 a の規定にもかからず〕他の一方の配偶者が、継続的に判断無能力の状態にあるため、または2年以上所在が知れないために、共同縁組をなしえないことを証明したとき、もしくは夫婦が3年以上裁判上の別居状態にあるときは、単独で養子をとることができる。

〔参考：フ民343・361，ド民1741以下，オ民179以下〕

第265条（IV. 子の年齢と同意）

①養親は、養子より少なくとも16歳年長でなければならない。

②子が判断能力を有するときは、縁組をなすには、子の同意を得なければならない。

③子が後見に服するときは、子が判断能力を有するときでも、縁組をなすには、子の同意を得なければならない。

〔参考：フ民344以下・360以下，ド民1746，オ民180以下〕

第265条 a（V. 実親の同意 1. 方式）

①〔未成年の〕子を養子とするには、その父母の同意を得なければならない。

②同意は、実親または子の住所地のもしくは滞在地の後見官庁において、口頭もしくは書面により意思表示し、それを記帳しなければならない。

③将来の養親が明示されていない、またはいまだ特定していないときでも、前項の同意は有効である〔268条〕。

〔参考：フ民147以下・361，ド民1747，オ民181〕

第265条 b（2. 同意の時期）

①前項の同意は、子の出生後6週間が経過したのちになされたものでなければならない。

②実親は、同意が受理されたのち6週間が経過するまでは、これを撤回することはできない。

③同意の撤回後、新たに同意がなされたとき

は、さらにこれを撤回することはできない。

〔参考：フ民348の3，ド民1746以下〕

第265条 c（3．同意の免除）

下記の場合には、実親の一方の同意を免除することができる、

- 1 実親の一方が知れないとき、または長期にわたり所在不明もしくは継続的に判断無能力であるとき、
- 2 実親の一方が子を放任していたとき。

〔参考：フ民348-2・6・361，ド民747以下，オ民179・181〕

第265条 d（B．決定）

①子が将来の縁組の目的で養育されている場合において、父母の同意を欠いているときは、子の住所地の後見官庁は、縁組仲介機関または養親となる者の申立に基づいて、通例は仲介の開始前に、同意を免除すべきか否かを決定する。

②その余の場合には、縁組のさいに決定する。

③実親の一方が子を放任していたことを理由として、その同意が免除されたときは、決定〔内容〕をその親に書面で通知しなければならない。

〔参考：ド民1747以下，オ民181〕

第266条（B．成年者および禁治産者の縁組）

①〔養親となる者に〕直系卑属が存在しない場合において、下記のときは、成年者または禁治産者を養子とすることができる、

- 1 これらの者が、肉体的または精神的な障害のため、継続的な救助を要し、かつ養親がこれらの者を、少なくとも5年間看護したことを証明したとき、
- 2 これらの者の未成年中に、養親が少なくとも5年間、これを養育したことを証明したとき、
- 3 その他、重大な事由が存し、少なくとも5年間、養親と共同生活をしてきたとき。

②配偶者のある者が養子となるには、その配偶者の同意を得なければならない。

③〔本条の縁組には〕その他に、未成年者縁

組の規定を準用する。

〔参考：フ民345・361，ド民1767以下，オ民179以下〕

第267条（C．効力 I．通則）

①養子は、養親の子たる法的地位を取得する。

②〔実親に対する〕従前の親子関係は消滅する；ただし、〔264条 a 3項の継子縁組の場合には〕養子と婚姻した実親に対する親子関係は、このかぎりではない。

③縁組にさいして〔養親は〕、養子に新たな名前を命名することができる。

〔参考：フ民355以下・363以下，ド民1754以下，オ民182以下〕

第267条 a（II．本籍）

未成年養子は、従前の市民権に代えて、養親の市民権を取得する。

第268条（D．手続き I．通則）

①縁組〔の成立〕は、養親の住所地を管轄するカントンの管轄官庁が、これを宣告する。

②縁組申請が受理されたのちに、養親が死亡または判断無能力となったときは、〔養親側の〕その他の要件が欠けることがないかぎり、縁組はこれによって効力を失わない。

③申請当時に未成年者養子縁組の要件を充足していた場合において、縁組申請ののちに、子が成年に達したときは、未成年者養子縁組に関する規定を適用する。

〔参考：フ民351以下・360以下，ド民1752以下，オ民179 a〕

第268条 a（II．審査）

①縁組〔の許可宣告〕は、あらゆる主要事情を包括的に審査し、必要な場合には専門家の鑑定を経たのちでなければ、これを宣告することができない。

②とくに、養親と養子の人柄および健康〔状態〕、養親の子を教育する能力、経済状態、〔縁組の〕動機、家族関係、および養育関係の経過を、審査しなければならない。

③養親に直系卑属が存在するときは、縁組にさいして、その意見を考慮しなければならない。

〔参考：オ民181 a・180 a〕

第268条 b（III．縁組の秘密）

養親の同意を得ずに、誰が養親であるかを、
実親に知らせてはならない。

第269条（E．縁組の取消 I．取消原因 1．同意の欠如）

①法律上の原因なくして同意が得られないときは、同意権者は、取り消しによって、子の福祉が著しく害されることがないかぎり、縁組の取消しを裁判所に請求することができる。

②前項の規定にもかかわらず、父母が決定に対し連邦裁判所へ抗告することができるときは、父母は、前項の訴えを提起することができる。

〔参考：ド民1759，オ民184〕

第269条 a（2．その他の瑕疵）

①縁組にその他の重大な瑕疵が存するときは、利害関係人は、とくに本籍地または住所地のゲマインデも、縁組の取消しを請求することができる。

②前項の規定にもかかわらず、瑕疵がその間に治癒されたとき、または瑕疵がもつぱら手続規定に関するときは、〔前項の〕訴えは許されない。

〔参考：ド民1759以下，オ民184以下〕

第269条 b（II．出訴期間）

〔縁組取消の〕訴えは、取消原因を知ったときから6か月以内に、かつ縁組〔成立〕の日から2年以内に、これを提起しなければならない。

〔参考：ド民1759〕

第269条 c（F．養子の仲介）

①将来の縁組のためにする子の仲介に関する監督は、各カントンが行う。

②前項の仲介を職業として、または職業と関連して行う者は、〔当局の〕許可をうけなければならない；ただし、後見官庁が仲介を行うときは、このかぎりではない。

③連邦参事会は、〔縁組仲介に関する〕執行細則を定めることができる。

2 登録パートナー婚法の条文（抄訳）

同法の全文は、拙稿・前掲に譲り、ここでは、読者の便宜を考慮し、養子法の改正に連動して、今回改正される条文に対応する条項のみを示し

ておこう。

第17条（共同生活の廃止）

①各パートナーは、重大な理由があるときは、共同生活を廃止することができる。

②裁判所は、申し立てに基づいて、〔下記の処分を〕しなければならない：

a 各パートナーが相互に負担すべき分担額を確定すること；

b 住居および家財道具の利用について取り決めること。

③各パートナーは、他方パートナーが正当な理由なくして共同生活を拒絶したときにも、前項と同様に申し立てをすることができる。

④事情が変更したときは、裁判所は、申し立てに基づいて、処分を決定し、または処分を取り消す。

第25条（〔夫婦〕財産契約）

①パートナー婚の双方または一方は、登録パートナー婚が廃止される場合に備えて、〔夫婦〕財産契約において、特別な規律を合意することができる。とくに、これらの者は、財産が所得参与の規定（民法第196条から219条までの規定）に従って分割される旨を合意することができる。

②前項の合意は、パートナー婚の一方の直系卑属の遺留分を侵すことはできない。

③〔夫婦〕財産契約は、公正証書によることを要し、かつ契約当事者が、さらに場合によっては、法定代理人がこれに署名することを要する。

④民法第185条および193条を適用する。

第28条（養子縁組および人工生殖）

登録パートナー〔婚〕で生活する者は、子を養子にとることも、人工生殖補助医療手続をすることもできない。

〔2014年5月28日脱稿〕

